

上富良野町

## CAMIFLAG (カミフラッグ) ブランド商品

有限会社興農社が中心となり立ち上げたブランドで、同社は原料から製品化までを行っています。

商品は自社生産しているおいしさが自慢の小麦「はるゆたか」を100%使用したもので、小麦粉や乾麺、麦茶があります。

スーパーチェーンふじ上富良野店やネットショップなどで販売しています。

○はるゆたかパスタ

○手延うどん・ひやむぎ

○はるゆたかラーメン

○はるゆたか麦茶

○パンづくり用はるゆたか (小麦粉)

☎ 有限会社興農社 TEL 45-9389

住所 上富良野町西15線北33号

中富良野町

## 酒かすスイーツ

なかふらの産米「ゆきひかり」を原料に作られた純米酒「法螺吹」の酒かすを使用したスイーツです。

2010年に誕生した酒かす饅頭をはじめとした5種類のスイーツは、子どもから大人まで幅広い世代から愛されています。

酒かすスイーツの魅力は、無添加で酒かすの健康効果として肌にいいことです。甘みや香りの豊かさが特徴の酒かすスイーツを是非ご賞味ください。

☎ 前野商店 TEL 44-2504

## 今月のテーマ

### 『わがまちの自慢』

富良野市

## 富良野オムカレー

市内9店舗で提供しているご当地グルメ「富良野オムカレー」。安心・安全・美味しい食材が盛りだくさんの富良野の恵みを使って、各店オリジナルメニューでおもてなし。

税抜1,000円以内の嬉しいルールも魅力です！提供店は富良野オムカレー推進協議会のホームページ (<http://furano-omucurry.com/>) をご覧ください。

☎ 富良野オムカレー推進協議会

(ふらの観光協会)

TEL 23-3388

南富良野町

## バタじゃが

南富良野町特産品代表のバタじゃが。厳選された男爵いもを皮つきのまま茹で上げ、良質な北海道バターで味付け、まるごとパックにしました。他にもカレー味、しょうゆ味があります！

いつまでも変わらぬ北海道の美味しさをぜひご賞味ください！

### 【販売価格】

○バタじゃが5玉入り 648円(税込)

○バタじゃが(各種)1個 140円(税込)

☎ (株)南富良野町振興公社

TEL 52-2100

## 50歳未満の方は、保険料納付猶予制度を利用できます。

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。その中の一つが、「保険料納付猶予制度」です。

「保険料納付猶予制度」とは、20歳から50歳未満の方が求職中、失業中等で収入がない（少ない）場合、申請によって保険料の支払いが猶予される制度です。納付猶予制度では、本人と配偶者の所得が審査されますが、世帯主（同居している親など）の所得制限はありません。また、免除申請と同様に、失業等の理由がある場合には、必要書類を添付することで所得審査がなくなります（特例申請）。

### 【対象となる期間】

対象年齢が50歳未満となるのは、平成28年7月分保険料からとなります。平成28年6月以前の保険料については、30歳未満の方のみが対象となります。

支払いが困難な場合には、保険料を未納とせずに、ご相談ください。

### 【保険料免除・納付猶予された期間に関する年金額】

納付猶予の期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされますが、老齢基礎年金額の受給額が増えることはありません。

老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または住民課戸籍担当までお問い合わせください。

☎ 住民課戸籍担当 TEL 56-2123

## 相続法が改正。配偶者居住権などの新たな制度が設けられました。

### 「配偶者居住権」の創設

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物が無償で使用することができる権利です。

これは、建物についての権利を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得することができるようにしたものです。

### 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に

これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成することができるようになります。

### 法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題がありました。そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。

### 被相続人の介護や看病に貢献した親族は金銭請求が可能に

今回の改正では、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようにしました。

### いつから施行されるの？

原則として公布の日（平成30年7月13日）から1年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。施行日を定める政令が制定されましたら、速やかに法務省のウェブサイトなどでお知らせします。